

PCB 廃棄物収集運搬業許可申請に必要な追加書類

事業者名			
整理番号		許可番号	

追加必要書類	適否	備考	留意事項
搬入先業者の許可証等の写し		更新時不要	※1
搬入先を管轄する都道府県等の PCB 収集運搬業許可証の写し		更新時不要	※2
運搬容器のリスト(申請書別紙 3 に記載可)			
運搬容器の構造図			
運搬容器の写真			※3
運搬容器の検査報告書			※4
運行管理システムの概要 (連絡設備等の概要を記載した書類)			※5
応急措置設備・器具リスト			※5
リスト詳細チェック欄 (例) <input type="checkbox"/> 保護衣服、 <input type="checkbox"/> 保護手袋、 <input type="checkbox"/> 保護長靴、 <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具、 <input type="checkbox"/> 流出・飛散防止用具 (吸着マット、ウエス等)、 <input type="checkbox"/> 回収用具 (シャベル、容器等)、 <input type="checkbox"/> 消火設備、 <input type="checkbox"/> 連絡設備 (電話、GPS 等)、 <input type="checkbox"/> 緊急連絡網、 <input type="checkbox"/> 緊急時対応マニュアル (書類の提出) <input type="checkbox"/> その他()			
応急措置設備等の概要を記載した書類 (写真や説明書等)			※6
安全管理の体制 (作業従事者への教育等) を記載した書類			※7
「PCB 廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」修了証の写し			※7

※1 JESCO の場合は入門許可証、無害化処理認定施設の場合は認定証。

※2 取扱い廃棄物の種類は、特管廃棄物の「廃 PCB 等」「PCB 汚染物」「PCB 処理物」となる。低濃度 PCB 廃棄物の場合、「低濃度のものに限る」など限定許可となる。

※3 車両には「PCB」や「微量 PCB」又は「低濃度 PCB」等の表示が必要。

※4 高濃度 PCB 廃棄物を運搬する場合、容器には (財) 日本舶用品検定協会が実施する検査 UN マーク付きが必要。低濃度 PCB 廃棄物の場合は、海上輸送時のみ UN マーク付き容器が必要とされているので、通常の陸上運搬では UN マーク付きが望ましい。漏れ防止型金属容器/トレイは陸上・海上にかかわらず使用前に自主検査が必要。

※5 高濃度 PCB 廃棄物の運搬の場合 GPS が必要。低濃度 PCB の場合はあることが望ましい。

※6 応急措置設備・器具リストに記載されている項目の写真や説明書等

※7 作業員は「PCB 廃棄物の収集運搬業従事者講習会」修了証が必要 (全員でなくてもよいが、安全管理責任者は受講していることが望ましい)。受講者が、役員である必要はない。